被保険者
家族

出産育児一時金差額分・出産育児一時金付加金請求書（直接支払制度内払金用）

記入の方法は、裏面に記載されていますので、よくお読みになり黒のボールペンで必要事項をご記入ください。

被保険者が記入するところ	① 被保険者等記号・番号	―		② 被保険者（請求者）氏名				
	③ 被保険者（請求者）住所	〒　電話　（　）			生年月日	昭和 平成　年　月　日		
	④ 事業所所在地 事業所名称	〒				電話　（　）		
	⑤ 被保険者の家族が出産したときはその方の氏名		続柄		生年月日	昭和 平成　年　月　日		
					認定年月日	昭和 平成 令和　年　月　日		
	⑥ 出産した年月日	令和　年　月　日	生産児数	死産児数	死産のときはその旨		妊娠経過期間	ヵ月 週
			児	児				
	⑦ 病（産）院名		所在地	〒　電話　（　）				
	⑧ 産科医療補償制度加入・未加入	加入・未加入						
	⑨ 出産費用の額（医療機関から交付された領収・明細書の額）	円						
	⑩ 出産した方 ●被保険者 ⇒ 退職後6ヶ月以内の出産ですか。 ●家族 ⇒ 当組合加入後6ヶ月以内の出産ですか。	1.はい　2.いいえ						
	⑪ ⑩が「はい」の場合、下記保険者の「名称」、「電話番号」および加入時の「記号番号」をご記入ください。	保険者名						
	●被保険者⇒ 現在加入している保険者について	電話　（　）						
	●家族⇒ 当組合加入前に加入していた保険者について	記号　番号						
	⑫同一の出産について、⑪の保険者より出産育児一時金を	1．受けた／受ける予定　2．受けない						

備考	

⑬ 委任状	本請求に基づく給付金に関する受領を次の方に委任します。 令和　年　月　日 被保険者（請求者）　住所 フリガナ 氏名 委任された方（事業主）　住所 氏名 **給付金の振込先銀行**　在職中の給付金は、事業所の登録口座に振込みますので、事業主に受領委任してください。なお、退職（資格喪失）後、被保険者（請求者）送金を希望される場合は、別途「健康保険給付金個人振込銀行登録届」の届出が必要になりますので、当組合までご連絡ください。

受付日付印

◎医療機関等から交付される直接支払制度を利用する旨等が記載された合意文書（写）と出産日・胎児数が記載された出産費用の領収・明細書（写）を添付してください。

(6.12)

■この請求書は、出産育児一時金差額分･出産育児一時金付加金請求書(直接支払制度内払金用)ですので、「出産育児一時金等の医療機関への直接支払制度」（以下「直接支払制度」という。）を希望しない方や海外で出産された方は、使用できません。その場合は、従来どおり出産育児一時金請求書にてご請求ください。

【記入上の注意】
（１）⑪欄に該当する場合は、必ず保険者名、電話番号、記号番号をお書きください。なお、保険者名とは健康保険組合、協会けんぽ、共済組合、国民健康保険等の名称を指します。
（２）在職中の給付金は、事業所の登録口座に振込みますので、事業主に受領委任してください。
（３）事業所の振込口座変更の場合、「健康保険給付金振込銀行登録（変更）届」をご提出ください。
（４）保険給付を受ける権利の消滅時効は２年です。出産日の翌日から２年以内にご提出ください。
（５）記入事項の訂正をしたときは、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容をご記入ください。

【添付書類】　※必ず添付してください。
（１）医療機関から交付される「直接支払制度」を利用する旨等が記載された合意文書（写）
（２）出産日・胎児数が記載された出産費用の領収・明細書（写）

【出産育児一時金の支給額について】
「産科医療補償制度」加入の医療機関で出産したとき
※死産を含み、在胎週数第22週以降の出産が対象となります。

給　付　種　別	法定給付	付加金
出産育児一時金（被保険者）	５０万円	３万円(注1)
家族出産育児一時金	５０万円	

令和4年1月1日以降に「産科医療補償制度」未加入の医療機関で出産したとき、
または在胎週数２２週未満で出産したとき

給　付　種　別	法定給付	付加金
出産育児一時金（被保険者）	４８．８万円（注2）	３万円(注1)
家族出産育児一時金	４８．８万円（注2）	

(注1) 被保険者資格喪失後6ヵ月以内の出産の場合も出産育児一時金は支給されますが、付加金は支給されません。
(注2) 上記の給付金額は、令和5年4月1日以降の出産の金額になります。

【申請手続きの流れ】

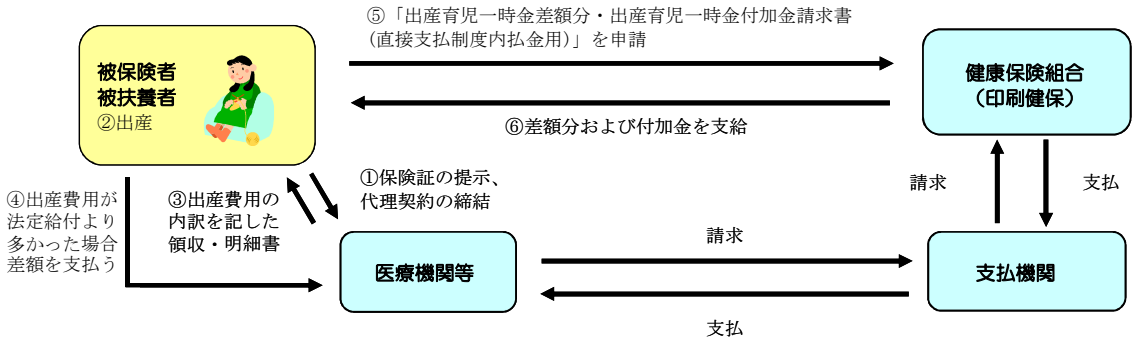

申請手続きについての留意点
（１）「直接支払制度」を利用するときは、被保険者等と医療機関等との間で、事前に出産育児一時金等の請求と受取に係る代理契約の締結が必要となります。
（２）出産費用が出産育児一時金等（法定給付）の金額を超えるときは、その差額については、被保険者等が医療機関へ支払う必要があります。また、出産費用が出産育児一時金等（法定給付）より少なかった場合の差額分や付加金の請求は、所定の請求書「出産育児一時金差額分・出産育児一時金付加金請求書(直接支払制度内払金用)」に必要書類を添付のうえ、健康保険組合にご申請ください。

【その他の注意事項】
「直接支払制度」を希望しなかったときの出産育児一時金の請求方法について
「直接支払制度」を希望しなかったときや海外で出産したときは、従来どおり出産育児一時金請求書の申請により健康保険組合から事業所の登録口座を経由して被保険者へお支払いします。
《必要書類》※出産育児一時金請求の際は必ず添付してください。
（１）医療機関等から交付される直接支払制度を利用する旨等が記載された合意文書（写）
（２）出産日・胎児数が記載された出産費用の領収・明細書（写）